

講習予備検査（認知機能検査）の検査員について

道路交通法の一部改正（平成19年法律第90号）により、平成21年6月1日から75歳以上の運転免許更新予定者は、高齢者講習を受講する前に、講習予備検査（認知機能検査）を受検することになり、この受験結果に基づいて高齢者講習が行われます。

この検査を実施するための検査員になるには、公安委員会が行う講習予備検査（認知機能検査）に関する講習を受けていることが必要です。

Q 認知機能検査員の要件って

次の2つの要件のどちらかを満たしていることが必要です。

25歳以上の者で、検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習を終了した者

検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

公安委員会が行う審査とは、認知症の専門医等の場合で公安委員会が認めた場合をいいます。

Q どうすればなれるの？

公安委員会が行う講習予備検査（認知機能検査）に関する講習を受講することが必要です。

（但し、公安委員会が行う審査に合格した方を除きます。）

受講希望の方は運転管理課講習係宛連絡ください。

前橋市元総社町80-4 群馬県総合交通センター内運転管理課講習係 電話 027-253-0054

Q 申し込み方法は？

運転管理課講習係宛に事前相談をした後、申請書に手数料分の群馬県証紙を貼付して、同係に申し込んでください。

申請書は運転管理課講習係に備え付けてあります。

Q 手数料は？

高齢者講習伝達補充講習受講済の方 2,100円（講習時間3時間）

高齢者講習伝達補充講習未受講の方 3,850円（講習時間5時間30分）



Q 講習内容は？（伝達補充講習受講者は、 の部分のみ受講してください。）

講習項目	講習内容	時間(分)
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	認知症の実態と認知症に関する基礎理論 認知症の症状と対応方法	90
高齢運転者対策の概要	高齢者の交通事故の現状 認知機能検査の導入 認知機能検査結果に基づく高齢者講習と更新手続き 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査実施 申請による免許取消しと高齢運転者標識	60
認知機能検査の実施	認知機能検査の実施方法 検査結果の採点・伝達方法 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	180